

令和 4 年度

新潟市中之口高齢者支援センター
事業計画書及び収支計画書

令和 4 年 3 月 31 日

令和 4 年度新潟市中之口高齢者支援センター指定管理者

新潟市北区松潟 1510 番地
社会福祉法人 愛宕福祉会
理事長 石崎 昂一

事業計画書

1 当該施設の管理運営の基本方針等について

1 当該施設の管理運営の基本方針

私ども社会福祉法人愛宕福祉会は、高齢者福祉施設を中心に障害者福祉施設及び児童福祉施設を運営している法人です。それぞれの施設の運営に際しましては、常にご利用者の『安全』、『安心』、『快適』を最優先に考え、さらには『地域に開かれた施設』、『地域に根ざした施設』を目指し、質の高いサービスの提供に努めています。また、これからの方々に開かれた施設をついた高齢者の方々に対するケアだけではなく、要介護状態にならないための予防も高齢者福祉に携わる事業者にとって大切な使命と言えます。これらのことに基づき、中之口高齢者支援センターの運営におきましては、特に【健康な高齢者づくり】をテーマに、ご利用者の方々や地域の方々にご満足いただけるよう努めています。

2 当該施設の現状に対する考え方及び将来展望

「地域に開かれた施設」、「地域に根ざした施設づくりを実現するには、地域の方々との交流が最も大切と考えます。「中之口愛宕の園」でも試みているように、様々な行事・イベントを計画し、地域の方々と世代を超えて交流を深めていたいだけるよう努めています。また、当法人では地域運営委員会を定期的に開催し、法人から情報提供を行うとともに、地域の方々からの声を施設運営に反映させております。中之口地区からも2名の方から委員に就いていただき、ご意見・ご要望をお聞きしながら施設運営に活かしております。この地域運営委員会を通じて、地域に情報発信するとともに地域の声を運営に活かすことで、「地域に開かれた施設」、「地域に根ざした施設」の実現に努めています。

3 団体の経営方針

『社会福祉法人愛宕福祉会運営理念』
ご利用者一人ひとりの尊厳と自由を保障し、明るく開かれた環境の中で、関係機関・事業所等との連携を図り、質の高い福祉サービスを提供することにより、地域の皆様の福祉の増進に寄与することを基本理念とします。

当法人では理念を具体化するために3つの目標を掲げております。

- ① 「安心して老いることのできる社会」の実現
- ② 「豊かな人間性の育成」の実現
- ③ 「ノーマライゼーションの理念」の実現

2 当該施設の管理運営を行う意欲について

当法人では、平成22年4月より、隣接する特別養護老人ホームや中之口老人福祉センターと連携しながら地域福祉の拠点となるべく活動して参りました。
施設をご利用される皆様は、交流・触れ合い、気分転換などを求めて来られる等、その目的は様々です。当法人としては、利用者のニーズにお応えするよう努めることは勿論のこと、安全で有意義な時間をご提供できるよう施設整備を行い、ご利用者からまた来るたいと思つていただけるような施設運営を心がけております。
運営を委託され今年度をもつて12年目を迎ますが、更なる地域福祉サービスの充実に向けて、今まで以上に積極的に邁進して参りたいと存じます。

3 職員の配置について（職種、人数、雇用形態、勤務形態、資格、技能、経験など）

現状の職員を継続雇用することを想定しています。人数・雇用形態等は下記の通りです。

1. 現場職員配置数

1) 月曜日～金曜日 4名

2) 上記他に中之口愛宕の園職員のバックアップあり

2. 職種

1) 運営管理責任者 1名

2) 生きがい対応型通所事業業務・設備管理 4名

3) 相談業務 必要に応じて中之口愛宕の園職員がバックアップ。

3. 雇用形態、勤務形態、資格 等

1) 運営管理責任者

施設運営および設備管理全般を行うための知識・経験を有する者が担当します。

2) 生きがい対応型通所事業業務・設備管理

非常勤形態での雇用を前提とし、資格、経験を問いません。

生きがい対応型通所事業・設備管理全般を行うための若干の知識・経験を有している者を配属します。また、地域に根ざした事業であることから、地元雇用を前提としています。

4 職員の研修計画について

愛宕福祉会では、当法人の施設をご利用くださる方々へ、より質の高いサービスが提供でき、職員一人ひとりにとって働きやすい職場であるよう、法人内において種々の研修を実施しております。また、地域に根ざした運営を推進するために、事業所ごとで委員会等を構成し、職員間での協議の場や、研修を開催し、資質向上に取り組んでおります。

1) 法人（全事業所職員対象）研修
新人研修、中堅リーダー研修、幹部研修、法人理念・倫理綱領に関する研修
メンタルヘルス研修 等

2) 法人（業種・職種別）研修
個別ケア、相談業務、リスクマネジメント、介護技術研修 等

3) 交換研修

法人内の他事業所との職員交流・交換研修

4) 事業所内研修

プリセプター制度による業務上における研修、感染症対策研修、介護技術研修 等

- 5) セルフデベロップメントのための研修
資格取得対策講座 等

6) 法人外研修

職員一人ひとりの資質向上と業務上必要とされる知識・技能を習得する研修年間を通して実施しており、適宜参加できる体制を整えています。研鑽・資質向上に励むことができるよう、中之口老人福祉センターの職員につきましても同様に、研修の機会を提供して参ります。

5 機密情報や個人情報の保護のための措置について

当法人は個人の人格尊重の理念に基づき関係法令を遵守し、個人情報を慎重に取り扱っています。職員に対しては、個人情報管理規程により明確な方針を示し、個人情報の取り扱いを厳格に行っており、仮に職員の過失により漏えいした場合は、規程に基づき懲戒処分としています。また、原則として個人情報は施設管理等の安全対策を行うと共に、法人外への持ち出し禁止、第三者への提供条件等を明確にしています。規程等を一部抜粋したものは下記の通りです。

1. 「個人情報の提供依頼」

個人情報はサービス提供に必要な情報の範囲とし、それ以外の提供を求めません。

- 1) ご利用者カードへの記入
- 2) 予約カードへの記入（多目的ホールの利用許可申請等）
- 3) アンケートへの回答

2. 「個人情報の利用目的」

個人情報は提供いただいた目的以外で使用しません。

- 1) ご利用者に連絡をとる必要がある場合
- 2) ご利用者の同意があつた場合

3. 「個人情報の提供・開示」等について

個人情報は適切に管理し次の場合を除き第三者に提供又は開示しません。

- 1) ご利用者の同意がある場合
- 2) 法令により開示を求められた場合
- 3) 裁判所、警察などの公的機関から開示を求められた場合

6 高齢者への配慮及び利用者へのサービスの向上等について

1 高齢者への配慮

利用者の大半を占める高齢者に対しては、特有の配慮が重要と捉え、安心・安全な施設運営を行うため下記の対応策を講じております。

1) 見守り、緊急対応について

高齢者にとって体調管理は重要であり、健康に影響を及ぼす危険性を軽減するため、微細な変化においても見逃すことなく見守りを強化し、万が一の際はご家族に連絡をとるようにしています。また、緊急時においては隣接する中之口愛宕の園（特養およびディサービスセンター）の介護、看護スタッフが即時に対応できる体制をとっています。

2 利用者へのサービスの向上
高齢者支援センターの設置目的（「高齢者の介護予防、介護及び健康増進を図るため」）を実現し、より質の高いサービスを提供していくため、当法人としては以下の方策を実行して参ります。

1) 生きがい対応型通所事業をより快適にするため、設備管理を徹底し、衛生管理に努めます。

2) 利用者が安心できる環境をご提供するため、隣接施設のバックアップ体制を継続していきます。

3) ホールの活用を促進していただけるよう地域発信や設備管理に努めます。

3 利用者のニーズの把握と反映

現在ご利用いただいている皆様のご要望は、アンケートの実施や職員が直接お聞きする等して、可能な限りサービスに反映させていただいています。今後は、さらに詳細なご要望を把握するため、アンケート項目の見直しを進めて参ります。

なお、当法人は施設の所在する地域ごとに「地域運営委員会」を設置しており、地域の要望や問題点を指摘いただいております。旧中之口地域からも2名の方が地区の委員としてご参加いただきおり、地域のご意見として積極的に活用させて頂いております。

今後もご利用者の要望や委員会から頂戴したご意見、地域包括支援センター等が収集した情報を施設運営に活用し、ご利用者サービスに反映させてまいります。

4 健康づくり、介護予防についての情報の収集及び提供

当福祉センターに隣接して特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を運営しております。その他、当法人が運営する各事業所では、日常的に高齢者の情報収集にあたっており、特に地域包括支援センター(中之口・潟東/阿賀北)では地域の拠点事業所として情報収集に努めています。また、地域包括支援センターでは、地域の老人会に参加するなど様々な機会を利用して介護予防知識の普及を図っております。

今後は福祉センターと中之口高齢者支援センターとの共同での介護教室、健康づくり教室などの実施に努め、隣接する法人事業所と講習会等の共同開催を含め検討してまいります。

5 高齢者生きがい推進事業等実施に関する企画について
※別紙参照下さい。（高齢者支援センターの生きがいディと運動）

6 苦情への対応

当法人では苦情を適切に解決し、ご利用者の権利擁護に努め、サービス提供事業者として責務を果たすため「社会福祉法人愛宕福祉会 福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」を定めております。

苦情に対しては管理運営責任者が責任をもつて対応し、苦情申出人と話し合いによる解決に努め、必要に応じて第三者委員が立会う機会を設け公正な解決を図ります。
苦情の原因を分析して再発を防止する手立てを講じることによりサービスの向上を図

り、より良い施設運営を目指します。

7 地域や老人福祉センターとの連携について

平成18年より、地域や老人福祉施設との連携につきましては、各種情報の共有や、非常時の対応、イベントの共同開催等様々な形でご支援をいただきながら運営して参りました。

今後は、自治会等や地域がランティア団体との連携をさらに強化したいと考えております。また、老人福祉センターとの連携につきましても、勉強会を実施する等して共通課題の洗い出しを行った上で、将来的にはイベントの共同開催を検討して参ります。

8 衛生管理について

1 和室・ホールの衛生管理

和室につきましては、生きがい対応型通所事業の利用者様が職員と寝食を共にする場となりますので、衛生面には十分に気を配ります。掃除機がけや棚等の水拭きといった日常的な清掃業務につきまして、月報でもお伝えしている項目を抜かりなく毎日行うことにより、室内の衛生を保てることは勿論のこと、特にインフルエンザなどの流行期には注意をはらい感染症防止に繋がると自負しております。今後につきましても、怠り無く清掃を続けてまいります。

ホールにつきましても、使用のない日でも設備管理は毎日実施いたします。隅々まで整備の行き届いたホールにて、伸びびとゲートボールをプレイしていただける環境づくりに全力で努めます。

9 災害、事故等の予防及び緊急時の対応について（マニュアル等があれば添付して下さい。）

1 防犯

不特定多数のご利用者が出入りする施設において防犯対策は重要な課題の一つです。出勤職員全員での施錠確認は毎日実施しております。また、隣接する中之口愛宕の園の宿直職員により定期的に巡回を実施しております。利用者の個人情報漏洩を防ぐ上でも防犯につきましては今後も徹底してまいります。多目的ホールを利用される方についてはトイレ利用のため通用口の開放も実施しているため、トイレ以外の館内立ち入りも懸念しております。ゲートボール協議会の代表者とも連絡調整を密にし、共に防犯等に努める旨のご連絡をする等、双方の関係性を重視した「馴染みの関係」の保持に努めています。

2 防災

ご利用者の安全を確保することはサービス提供事業者としては一番重要なことと考えております。火災発生時など冷静沈着な避難誘導が行えるよう、設備の点検と避難訓練が必要です。

当施設では施設設備の日常点検を行っており、消防設備の点検も定期的に行い、火災発生の防止に努めています。

また中之口愛宕の園職員との協働により、火災、地震時にはご利用者の安全かつスマートな避難誘導を行える体制を整えています。当館において新たに地域包括支援センターとの同居となつたことをメリットと解し、緊急時における共同体制も構築します。

3 事故

施設設備の不備不良による事故の発生はあってはならないことであり、施設として設備の点検と整備は日常的に実施すべきことと考えます。

しかし、予測しえない事故は起こりうるものであります。当施設ではご利用者の体調不良などの緊急時に備え急病者対応マニュアルを整備し、中之口愛宕の園の応援を要請する体制を整えており、迅速に対応できるよう努めています。

4 その他、緊急時・災害時の対応

隣接する中之口愛宕の園では自衛消防組織を整備しております、初期消火や救護、避難が迅速に行えるよう定期的に訓練を行っております。また、地域の各種組織や医療機関との緊急連絡網を構築しており、単独での対応が難しい場合にも共同で対処できる体制を整えています。

10 経費削減のための工夫について

外部に再委託する業務は隣接する特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所と共通の委託料・備品購入等については業者に一括委託し経費の合理的削減を図っています。また、管理者や相談業務の担当者を隣接施設の人員と兼務することで人件費の削減に繋げております。さらに水道光熱費の削減対策にも積極的に取り組み、サービスの低下にならないことを前提に、電気・空調等の調整、効率化を図っております。

(別紙)

5 高齢者生きがい推進事業等実施に関する企画について

中之口高齢者支援センターは地域の高齢者が社会生活を維持していくために必要な身体・精神の両面からサポートしていくことを目的として生きがい推進事業の実施に努めて参ります。

1) 生きがい活動支援事業

一人暮らし高齢者に対してセンター利用を促進し、家に閉じ篭りがちな高齢者が活動的に生活できるようにサポートします。

2) 地域ふれあい体験交流事業

地域の児童生徒と高齢者が遊びや軽スポーツ、昔話の読み聞かせ等を通じて交流を深める事業の実施。

3) 体操教室

活動的な生活を維持していくために身体能力の低下を防止するための体操教室の実施。

4) 創作活動教室

高齢者の趣味を活かし創作的な活動を通じて生きがいを持ち充満した日々を過ごすための教室の実施。